

平成30年度舞鶴市下水道事業会計補正予算(第1号)

第1条 平成30年度舞鶴市下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
公共下水道事業費 (東浄化センター汚泥処理設備解体分)	自 平成30年度 至 平成31年度	80,000 千円

平成30年 6月 4日 提 出

舞鶴市長職務代理者
舞鶴市副市長 堤 茂

債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支 払義務発生予定額		左の財源内訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 補 助 金	企 業 債	損益勘定留保 資金等
	千円		千円		千円	千円	千円	千円
公共下水道事業費 （東浄化センター 汚泥処理設備解体分）	80,000	—	—	平成30年度 から31年度 まで	80,000	44,000	36,000	—